

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険 高齢受給者証の更新

保険年金課
後期高齢者医療 ☎66・1102
国民健康保険 ☎66・1103

8月1日(月)から使用していただく後期高齢者医療被保険者証(保険証)、国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)を7月末までに郵送します。

8月以降に医療機関などを受診するときは、新しい保険証、高齢受給者証を提示してください。

【後期高齢者医療保険証】

保険料額決定通知書、保険料額納入通知書などは別に送ります。

新しい保険証は青色

保険証の色が、若草色から

青色に変わります。

【共通事項】有効期限の切れた保険証、高齢受給者証は、

8月以降に保険年金課または市民課へ返却するか、裁断処分してください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課
後期高齢者医療 ☎66・1102
国民健康保険 ☎66・1103

●限度額適用認定証

医療機関の窓口へ提出することにより、1カ月に支払う窓口負担金額が、自己負担限度額までとなります。

●標準負担額減額認定証

入院時の食事代(標準負担額)が減額されます。

1食あたりの入院時の食事代

○標準負担額減額認定証がない場合 360円

○市県民税非課税世帯

・90日までの入院 210円

・90日を超える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数) 160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

各認定証の有効期限 7月31日(日)

◆後期高齢者医療保険加入の方

現在認定証をお持ちの方で、引き続き該当となる方には、7月下旬に発送します。

新たに必要の方は、申請をしてください。

対象 市県民税非課税世帯
手続きに必要なもの 保険証
印鑑 マイナンバーを確認

できるもの、来庁者の身分証明書

◆国民健康保険加入の方

限度額適用認定証は申請により交付されます。

70歳以上で、かつ、市県民税課税世帯の方は「高齢受給者証」が限度額適用認定証の代わりとなります。

8月以降も認定証が必要な方は、7月以降に更新手続きをしてください。

新たに必要の方は申請をしてください。ただし、国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

手続きに必要なもの 身分証明書(写真付き1点、その他2点) マイナンバーを確認できるもの(世帯主、本人)、保険証、印鑑、認定証(更新の方)

市民カードへの引き換えをお願いします

市民課 ☎66・1110

紙の印鑑登録証は利用できません。市民カードへの引き換えをお願いします。

平日 市民課(午前8時30分～午後5時15分)

土・日・祝休日 休日市役所

自衛官募集

防災課 ☎66・1208

自衛官採用説明会を開催します。

とき 7月23日(土) ところ 市民会館 東会議室

時間	説明種目
午前9時30分～11時	防衛大学校学生 防衛医科大学校学生(医学科・看護科)
午前11時～午後0時30分	航空学生・一般曹候補生・自衛官候補生

問合先 自衛隊豊川地域事務所 ☎85・2411

窓口センター(午前8時30分～午後5時)
持ち物 紙の印鑑登録証、運転免許証・官公署発行の写真付き身分証明書。お持ちでない場合は、照会書の郵送による確認のため、二度来庁していただく必要があります。
自動交付機を利用するには暗証番号の登録が必要です。(本人のみ申請できます。代理人は手続きできません。)